参考資料

千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について

（↑千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

1　水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

2　千葉県環境保全条例に基づく特定事業場数

3　排水基準

4　畜産農業等施設の暫定排水基準の変遷

水　質　保　全　課

（↓千葉の海シンボルカラー「内房の青」）

1　水質汚濁防止法に基づく特定事業場数（令和５年度末現在）

		事業場数		
		県所管分	政令市※（６市）	合計
特定事業場総数		7,675	2,436	10,111
	規制対象事業場数	1,169	630	1,799

※ 政令市（６市）：千葉市・船橋市・柏市・市川市・松戸市・市原市

種類別特定事業場数（県所管分）

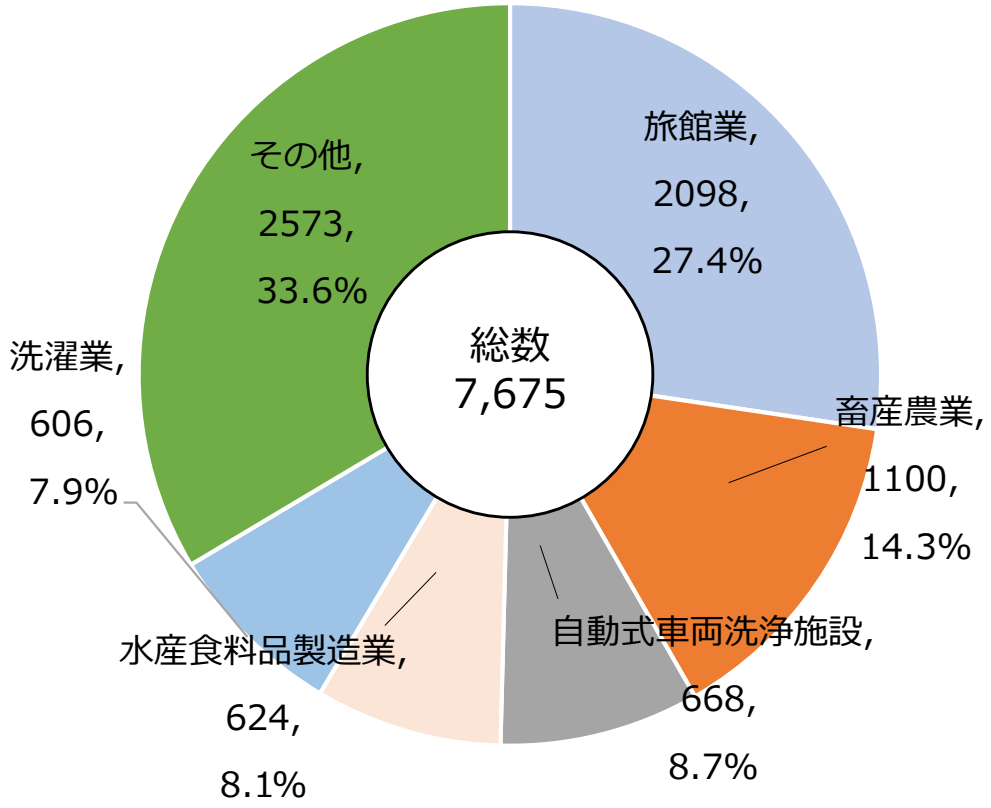

2　千葉県環境保全条例に基づく特定事業場数（令和６年度末現在）

施設区分		事業場数※1		
		県所管分	市川市 松戸市 市原市	合計
あき缶再生業の洗浄施設		0	0	0
ばい煙・粉じんの湿式洗浄施設		1	0	1
畜舎	牛 房	258	11	269
	馬 房	3	0	3
	鶏 舎	169	4	173
	小 計	430	15	445
特定ちゅう房施設※2並びに 特定ちゅう房排水処理施設		47	0	47
条例事業場合計		478	15	493

※１千葉市・船橋市・柏市については、条例第６７条において適用除外とし、市の条例において規制している

※２ 特定ちゅう房施設とは印旛沼・手賀沼流域に排水する以下に掲げる施設のこと
- 食品衛生法に基づく飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設
- 健康増進法に基づく特定給食施設（特定多数人に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）に設置されるちゅう房施設

３－１　排水基準（有害物質）

(単位：mg/L)

項　　目	排水基準を定める省令	上乗せ条例	環境保全条例施行規則
カドミウム及びその化合物	0.03	0.01	0.03
シアン化合物	1	不検出	1
有機燐化合物	1	不検出	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.2	0.05	0.2
ヒ素及びその化合物	0.1	0.05	0.1
水銀及びその化合物	0.005	0.0005	0.005
アルキル水銀及びその化合物	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003	不検出	0.003
トリクロロエチレン	0.1		0.1
テトラクロロエチレン	0.1		0.1
ジクロロメタン	0.2		0.2
四塩化炭素	0.02		0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04
1,1-ジクロロエチレン	1		1
1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3		3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02
チウラム	0.06		0.06
シマジン	0.03		0.03
チオベンカルブ	0.2		0.2
ベンゼン	0.1		0.1
セレン	0.1		0.1
ホウ素及びその化合物	海域以外10、海域230		海域以外10、海域230
フッ素及びその化合物	海域以外8、海域15	海域10	海域以外8、海域15
硝酸性窒素等	100		100
1,4-ジオキサン	0.5		0.5

３－２　排水基準（生活環境項目）

項　　目	排水基準を定める省令	上乗せ条例	環境保全条例施行規則
水素イオン濃度	海域以外5.8～8.6 海域　　5.0～9.0	海域以外5.8～8.6 海域　　5.0～9.0	海域以外5.8～8.6 海域　　5.0～9.0
BOD・COD	160（120）	10～300	25～300（20～80）
SS	200（150）	20～150	90～150（70～110）
ノルマルヘキサン（鉱油）	5	2～５	3～5
ノルマルヘキサン（動植物油）	30	3～30	30
フェノール類含有量	5	0.5～５	0.5～1
銅含有量	3	1～3	3
亜鉛含有量	2	1～5	5
溶解性鉄含有量	10	1～10	10
溶解性マンガン含有量	10	1～10	10
クロム含有量	2	0.5～2	2
大腸菌数	(800)	800	(800)
窒素含有量	120(60)	10～120	120(60)
りん含有量	16(8)	0.5～16	16(8)
※排水基準の適用 （日平均排水量㎥）	50㎥以上	・全水域：30㎥以上 ・印旛沼手賀沼流域： 10㎥以上 ・畜産施設：排水量に かかわらない	・①②：30㎥以上 ・畜産施設：排水量に かかわらない

- 単位は水素イオン濃度を除き「mg/L」。ただし、大腸菌数は「CFU/mL」
- （　）内は日間平均値
- 上乗せ条例は、特定施設、排水先、排水量、新設既設によって排水基準が異なる
- 環境保全条例は、鶏舎の飼養羽数、新設既設によって排水基準が異なる
- 畜産施設は、上乗せ条例と環境保全条例施行規則において基準を設定しているのはpH、BOD・COD、SS
- ①油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設、 ②ばい煙又は粉じんの湿式処理施設

4　畜産農業等施設の暫定排水基準の変遷

畜産農業等施設の硝酸性窒素等の暫定排水基準は、３年ごとに見直しが行われている

畜産農業等施設の硝酸性窒素等の暫定排水基準　（単位：mg/L、一般：一般排水基準へ移行）

	H13.7 ～ H16.6	H16.7 ～ H19.6	H19.7 ～ H22.6	H22.7 ～ H25.6	H25.7 ～ H28.6	H28.7 ～ R1.6	R1.7 ～ R4.6	R4.7 ～ R7.6	R7.7 ～ R10.9
(国)水質汚濁防止法	1,500	900			700	600	500	牛：300 馬：一般 豚：400	牛：一般 馬：一般 豚：400
	H15.10 ～　※ H16.10	H16.11 ～ H19.10	H19.11 ～ H22.10	H22.11 ～ H25.10	H25.11 ～ H28.10	H28.11 ～ R1.10	R1.11 ～ R4.10	R4.11 ～ R7.10	R7.11 ～
(県)環境保全条例	1,500					600	500	牛：300 馬：一般 鶏舎：500	案
【参考】 一般排水基準 （条例と法ともに）	100								

※家畜排せつ物法がH16.11から施行されるため、当初は1年間暫定排水基準を適用させることとした